

日之影町空き家情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、日之影町における空き家を有効活用して、定住促進と地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度（以下「空き家情報バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が住居を目的として建築し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、空き家情報バンク台帳に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家情報バンクによる登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家情報バンク登録変更届書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(空き家情報バンクの登録の抹消)

第6条 空き家登録者は、当該空き家に係る所有権その他の権利の異動又はその他の事由により、空き家情報登録を取り消したいときは、空き家情報バンク登録抹消届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次に掲げる場合は、空き家情報バンク台帳の登録を抹消するとともに、空き家情報バンク登録抹消通知書(様式第6号)により当該空き家登録者に通知するものとする。

(1) 前項の規定による登録の抹消の届出があったとき。

(2) 登録内容に虚偽があったとき。

(3) その他町長が適当でないと認めたとき。

(利用希望者の登録申込み等)

第7条 空き家情報バンクの利用登録を受けようとする者(以下「利用希望者」という。)は、空き家情報バンク利用登録申込書(様式第7号)及び誓約書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、空き家情報バンク利用登録台帳に登録しなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、日之影町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家情報バンク利用登録完了通知書(様式第9号)により当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家情報バンク利用登録変更届書(様式第10号)及び変更後の空き家情報バンク利用登録申込書を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンク利用登録台帳の登録を抹消するとともに、空き家情報バンク利用登録抹消通知書(様式第11号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用の目的が、第7条第2項の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家情報バンク利用登録台帳の登録抹消の申出があったとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(情報の公開)

第10条 空き家情報バンク台帳に記載された情報は、必要な範囲で町のホームページ等により公開するものとする。

2 町長は、利用登録者から空き家情報バンク台帳に登録された情報の提供を求められた場合は、必要な範囲内で当該情報を提供するものとする。

(空き家登録者及び利用登録者の交渉)

第11条 町長は、空き家登録者と利用登録者との交渉及び売買、賃貸借等に関する契約については、直接これに関与しないものとする。

(暴力団の排除)

第12条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者は、空き家情報バンクを利用することができない。

(個人情報の取扱い)

第13条 空き家登録者及び利用登録者は、この制度により取得した個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成、若しくは利用しないこと。
- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を棄損し、又は滅失することのないよう適切に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、棄損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。